

8. アルバイトをするうえで知っておいてほしいこと

生徒のみなさんの中には、アルバイトをしている人もいます。アルバイトをするときには、労働時間・賃金・休暇などについて知っておいてほしいことがあります。

●無理なシフトや深夜労働・長時間労働は断ることができる

決められた時間・曜日を無視した無理なシフトを強いられる場合は、まずあなたの労働条件を確認しましょう。決まっている労働条件と異なっていた場合は、きっぱりと断ることが大切です。また、学校行事などやむを得ない予定が入ったときも、あきらめずに一度店長等に相談しましょう。

また、会社は、18歳未満の人に深夜労働（午後10時から翌日午前5時まで）をさせることはできません。原則として時間外や休日（7ページ）に働かせることもできません。

●給与明細の確認を（15ページをみてください）

給与明細をもらったら、働いた時間分の給料がきちんと支払われているか確認の上、明細を保管しておきましょう。法律では、現金で・直接・全額を・一定期日に・毎月一回以上払うことが義務づけられています（賃金支払いの5原則）。制服代などの名目で一方的に差し引かれるなど、払われていない分の給料があれば請求しましょう。

●有給休暇はアルバイトにもある

週1日のアルバイトであっても、6か月継続して働いていて、働かなければならない日の8割以上出勤していれば、有給休暇（給料がもらえる休み）を取得することができます。

●アルバイト中にケガをしたら

作中に、仕事の原因で起きたケガであれば、アルバイトであっても、治療費は労災保険から支払われます。

●「明日から来るな」と言われたら

アルバイトであっても、解雇には理由が必要です。まずは解雇の理由を聞いてみましょう。なお、働く期間が決まっている場合は、その期間中は原則として解雇できません。自分の仕事に責任を持ち、学業とうまく両立しながらアルバイトをしましょう。

アルバイトをしていて困ったり、不安なことがあったりしたら、
労働相談情報センター（裏表紙）へ相談しましょう。

〈東京都作成の労働法関係資料のダウンロードサイト〉

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shiryo/index.html>

